議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和3年3月2日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 令和3年3月2日(火) 午後1時00分~午後2時16分
- 2 開催場所 第1・2・3委員会室
- 3 出席会員 部 会 長 森 美和子

副部会長鈴木達夫

部 会 員 中島雅代 森 英之 岡本公秀

伊藤彦太郎 服部孝規

会 長 中﨑孝彦

副会長尾崎邦洋

- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 井分信次 議事調査課長 渡邉靖文 村主 健太郎 大川 真梨子
- 6 案 件 1. 第64回検討部会の確認事項について
 - (1)機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について(議長及び常任 委員会委員の任期について)(検討課題45)
 - (2) 議会の情報化について (検討課題36)
 - (3) 所管事務調査の報告について (検討課題46)
 - (4) 子ども議会の実施について (検討課題47)
 - (5) 公聴会制度について (検討課題11)
 - (6) 新たな議決項目の必要性について(検討課題27)
 - (7) 監視及び評価をどのように行っていくのかについて(検討課題4)
 - (9) 議会事務局の機能強化について(検討課題38)
 - (10) 議員の政治倫理への対応について(検討課題41)
 - (11) 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検 証の在り方について(検討課題31、33)
 - 2. 議会改革白書2021への掲載内容の確認について
 - 3. 議題
 - (1) オンライン会議の実施について(検討課題48)
 - 4. その他
- 7 経 過 次のとおり

午後1時00分 開 会

〇部会長(森 美和子君) それでは、議会改革推進会議検討部会を開催させていただきます。

議長は、公務のため、亀山市社会福祉法人連絡会設立総会のために遅れておみえになります。それから、服部議員も遅れてみえますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、事項書に沿って確認をさせていただきたいと思います。

1番の第64回検討部会の確認事項についてお願いします。

大川さん。

- ○議会事務局員(大川真梨子君) それでは、前回の検討部会の内容についてですが、まず現在着手中の検討課題について事務局から説明をさせていただいた上、令和3年10月までに取り組む検討課題について皆様からご意見をいただきました。事項書に上げさせていただいています、まず1番の機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について(議長及び常任委員会委員の任期)について(検討課題45)についてですが、委員の任期を変更するか否かにかかわらず、令和4年10月の改選までに検討して結論づけるべきということでご意見をいただきました。
- (2)の議会の情報化について(検討課題36)ですが、こちらはオンライン会議の環境づくりを していくべきであり、検討課題36の議会の情報化とは別のものとして、カルテを新規作成すべきと いうことでご意見をいただきました。
- 次に、(5)の公聴会制度について(検討課題11)ですが、こちらも詳細を決めていってもよいのではないかということでご意見をいただきました。
- 次に、(9)議員の政治倫理への対応について(検討課題41)ですが、こちらも内容が現状に合っておらず、モラルにも関わるので議論を急ぐべきとしてご意見をいただきました。
- 次に、(10)の本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り 方について(検討課題31、33)ですが、こちらも検証を進めていくべきであるとして複数ご意見 をいただきました。

説明は以上でございます。

〇部会長(森 美和子君) 今の説明で何か発言ありましたら。

よろしいですか、前回検討していただいた件でございます。

(発言する者なし)

〇部会長(森 美和子君) それでは、事項書の2. 議会改革白書2021への掲載内容の確認について、事務局から説明をお願いします。

大川さん。

○議会事務局員(大川真梨子君) お手元の資料 1. 議会改革白書に掲載する各種委員会・会議の決定事項をご覧ください。

令和3年2月19日の正副委員長会議におきまして、議決を要しない各種計画への関与について、中間案の内容と提出時期の再確認を行っていただきました。その結果、中間案は骨子案で統一することとし、基本目標、基本施策、基本施策の方向について説明を受けるとともに、併せて前計画との変更点が分かる資料及び変更に至った経緯が分かる資料(前計画の検証等)を提出してもらうことを確認していただきました。また、骨子案の提出時期につきましては、9月定例会の前後とするということをご確認いただきました。以上でございます。

〇部会長(森 美和子君) 今の内容についてよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

〇部会長(森 美和子君) それでは、議題に入らせていただきたいと思います。

今回は、オンライン会議の実施について、皆さんのご意見を聞かせていただきたいと思います。コロナ感染がなかなか終息しない中で、オンライン会議をもし実施するとすれば、条例改正とかもしていかなければいけませんので、今回オンライン会議の実施についてカルテを起こさせていただき、皆さんに議論をお願いしたいと思います。

それでは、カルテについて、まず説明をお願いします。 大川さん。

○議会事務局員(大川真梨子君) それでは、お手元の資料2をご覧ください。

今回、新たに起こさせていただきましたカルテですが、検討課題48、オンライン会議の実施についてとさせていただいております。

関連条例内容ですが、第2条の基本方針と第4条の議会運営の原則を上げさせていただいております。

検討内容につきましては、オンライン会議を実施するための運用等について。

その下、現状分析につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、市議会の各会議 についてオンラインによる開催が可能となるよう、運用等について検討する必要がある。

その右の議論する内容については、オンライン会議を実施するための運用及び関係規定の整備等について検討するとさせていただいております。以上です。

〇部会長(森 美和子君) それでは、早速議論に入らせていただきたいと思います。

資料3のほうに事務局に提出していただいておりますので、それに沿って皆さんからのご意見を聞かせていただきたいと思っております。

今回の議論の流れとして、まずそもそもどのような状況であればオンライン会議を開催するのか、 それからオンライン会議の対象、どの委員会とかにするのかという、その議論が1点と、それから委 員会条例に関する内容についての議論、そしてこれは後日になりますが、今日はちょっとできません けど、条例に関連しないような内容の運用について議論が必要になってこようかと思いますので、よ ろしくお願いをしたいと思います。

それでは、まず資料3の1になりますけど、オンライン会議を開催するケースについてご意見をいただきたいと思います。ここに黒ぼっちをつけさせていただいて、どのような場合を想定するのかということで3点書かせていただいておりますけど、それについてご意見をいただきたいと思います。 鈴木副部会長。

○副部会長(鈴木達夫君) 議会という特殊性というのか、公の場、市民に開かれた議会、いわゆる原則公開と、なおかつ傍聴に関しても議会の会議は市民の傍聴意欲を高めるという中にあっては、やはり極めて制限のある開催になってくるんだなというイメージはあります。しかしながら、その反面、よく言われるスマート自治体への積極的な参画とか、DXとかICT、ITの利活用みたいな面から、あるいはそういうものを含めた効率性みたいなものも合わせると、片方では避けて通れないという非常に難しい中でのオンライン会議の対象であるかなという印象を持ちました。個別の意見に対してまた後で話します。

○部会長(森 美和子君) ここに書かせていただいた1点目として、新型コロナウイルス感染症の 蔓延防止措置の観点による場合、それから災害及び感染症等の発生時における議会の対応に関する申合せに定める地震や風水害等による災害及び感染症の発生のおそれが生じ、または発生した場合、それから3点目、これは会議規則に規定されている欠席事由の場合、これが先日の議運で提案をされました今回の定例会の中で会議規則の一部改正がされる内容ですけど、欠席の事由が公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事由ということに今までとは違って拡大されておりますので、そういうことも含めて、今回この条例改正の中に盛り込んでいくのか。開催するケースについて、1、2、3を全て入れるのか、1番、2番、取りあえず災害とか感染症ということに関してやっていくのか、その点について皆さんのご意見を聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、全て含めるかどうか。

伊藤委員。

〇部会員(伊藤彦太郎君) 私は、もう柔軟にやっていったほうがいいとは思っておるんですわ。はっきり言って、当然こういったケースというふうなのはあるんですけれども、4番目として、議長なり委員長が認めた場合というのをしていかなあかんとは思っています。

ちょっと細かい話をいろいろさせてもらうと、実際じゃあ欠席事由とかあるんですけど、2種類あるんですね。会議自体に臨めるような体調にない場合と、他にもインフルエンザにちょっとかかってしまったもんで、会議に出ていけやんもんで欠席しておる場合というのと。会議は何ぼでもできるんやけど、あと体が元気でも、例えばご家族が亡くなったとかで、とてもやないけど非常に心情的にもちょっと厳しいとか、そんなのもあるやろうし、そんなことを言っておったらあかんという話もありますけれども、そんないろんなケースを思ったときに、そういう人らにオンラインやったら出られるやろうと言っていいのかどうかというのもあるんで。ただ、そういったときに出るかどうかというのは、やっぱり委員さんとか議員さん個人の判断でしかないと思うんで、出られてもやっぱりそれなりの自分らの判断で休むと言うんやったら休むでいいと思いますし、基本的にはみんなで一堂に会しておる場をオンラインという場に替えるだけの話やとは思いますんで。

ただ、もう一個ちょっと気になるというか、オンラインになってしまうと、一応、実際顔を突き合わせているわけではないので、例えば自分の発言とかを事前に録画しておいて流してもいいわけですよ、別の他人が適当に。それでいいですという言葉だけでもいいわけですよね。いってみれば会議を偽造できるということですから、これはやり方によっては、意図的に。そういったこともあるんで、ちょっとそういう話もあるんで、大前提としてまず確認しておかなあかんのは、自治法上、そういうふうなこれが可能なのかどうか。技術的に万全な体制が整ったとしても、議決はやっぱり面と向き合って、そういった議決を偽装できないような体制が整わなあかん、そういう原則があるんで、オンラインというのは基本的にはあかんのやというふうに、自治法とか、そういうのが認めるのか。いやいや、そこまで疑ったら切りがないでというふうに。そうやで、オンラインは必要に応じて認めていかなあかんのちゃうかというふうになってきておるんかとか、ちょっとやっぱりその辺だけやと思いますね。

ちょっといろいろ言いましたけれども、基本的にはやっぱりオンラインであろうが、それはもう会議をする議長なり委員長が認めた場合は、こっちにせざるを得ん、こっちにしたほうがいいという場合は、やれるんやったらやったらいいと思います、どんな形であれ。はっきり言って、何かZoom

とか早く使わなあかんというわけでもないし。ただ、こういうふうなやり方というのは、いろんなやり方があっていいと思うんで、オンラインとはいえ、一応機械のある部屋に来てもらうような形、分散した位置からの会議というふうなやり方からまずやるとか。どっちにしても柔軟な記述にしておいたほうがいいと思います。その中で、実際の運用はどうやっていくかというのは探っていったほうがいいと思います。こういう場合どうなの、こういう場合どうなのと言い出しておったらもう切りがなくて、言うている間に多分オンライン会議なんかできやんまま終わっていってしまうんで、ああでもないこうでもないと言い合っておったら。取りあえずやるという前提でやったほうがもういいと思います、私は。以上です。

○部会長(森 美和子君) 今、伊藤委員からご意見いただきましたけど、欠席事由に介護というのがこれから入ってくるんだと思うんですけど、私、主人の実家が愛媛県なので、今母が介護状態なんですが、それで欠席ができないと自分は思っていたので、もう向こうに行くことはできないというふうに言っていましたけど、もしこれが入った場合、そのことが可能になれば、別に四六時中、24時間体制で介護しているわけじゃないので、そうすれば何か委員会のときに自分が参加しようと思えばオンラインでできる可能性も出てくるんだなと。いたずらに委員会を欠席しなくても、自分が参加する権利は保障されるんだなということを少し思ったので、またいろいろとこれは広がってくるんだなと思うんですけど、1点ちょっと会議の偽造と今おっしゃったんですけど、その点については事務局のほうで分かれば。

○議事調査課長(渡邉靖文君) オンライン会議に当たっては、総務省のほうからも、昨年コロナ関連で各地方公共団体でそういう動きが出てきたので、Q&Aが出ておるわけなんですけれども、その中で、ちょっと読ませていただきますけど、感染症対策のため、委員会をオンライン会議で開催することは差し支えないかというふうな問いに対して、議会の議員が委員会に出席することは不要不急の外出には当たらないものと考えられるが、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じて、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置の観点から、委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、オンラインでやることは差し支えないと考えられると。ただ、その際には、会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、議事の公開の要請への配慮、それから議員の本人確認、それから情報セキュリティー対策、これらを適切に講じる必要があるというふうなことで、当然、今伊藤委員が言われたような問題は出てくると思いますので、当然本人確認、採決のときも当然重要な部分がありますので、そこは対策を講じる必要があると。

もう一つ、もともとがオンライン会議の議論がスタートしたときの資料ですので、少し古いと言われるかも分かりませんけれども、先ほど私言いました委員会の開催場所への参集は困難と判断される実情がある場合というのは、今般のコロナウイルス感染症対策のように、1か所に参集することを控える必要があるなど、委員会を開催すること自体が困難な場合を想定したものであるということで、もともとは1か所に参集を控えるということで、会議を開催できないと、そういうときにオンライン会議でやってはどうかということで最初はスタートしておるように思います。ですので、今この②、③となってきますと、これは全員ではなく、一部の委員さんの出席ができないケースということになってこようかと思うので、ちょっとそこを一度整理していただいて、個人の部分までオンラインで、結局1人でオンラインで参加するケースも2番、3番はあるわけですけど、それかもともとのオンライン会議の議論がスタートした当時のように、あくまで全員が寄ることを控えるという観点に立った

場合ですと、全員出席ができない。だから全員がオンラインで参加するというのが前提で行くのか、ちょっとそこをまず抑えていただきたいかなというふうに思います。

- **〇部会長(森 美和子君)** 今、事務局から説明があった件についていかがでしょうか。 伊藤委員。
- ○部会員(伊藤彦太郎君) もちろん最初は一堂に会することができないという感染拡大防止だけの話やとは思うんですよね。恐らくそのとき総務省もそこまでは考えていなかったと思う部分だとは思いますし、何より委員さんが感染者になってしまった場合とかは絶対出てこられませんし、重篤じゃなかったら、会議自体は出られるという判断になるかもしれません、濃厚接触者だった場合。これは、まだPCR検査中やと言うんやったら可能は可能ですよね、実際症状も出ていないんで。やっぱりそんなことを思ったら、2番も3番も当然該当はしてくるわなと。状況によっては、介護とか、そういうふうなので遠隔地に行っておられても、それはそれでまたできるんやったらやってもいいじゃないかと。実際それが欠席事由で認められるわけやから。

実際、運用の上では、そういうシーンが出てくるかどうかというのはまた別の話なんで、それもオーケーとすることに、総務省がそんなのあかんに決まっているやないかと言うんやったらまだしも、特にそんなこと言わんと思いますんで、僕はもう今のこのままで、さらにもうちょっと拡大して、4番の項目で委員長が認めたものとか議長が認めたものというのも入れてよいというぐらいのものやと思いますので。多分総務省もそこまでは言わないだろうという感覚でいます。取りあえずやってみろというふうな思いでいます。

〇部会長(森 美和子君) ほかにご意見どうぞ。

取りあえず1番だけにするのか、もう全て入れて、伊藤委員はそれに4番を加えてという今ご意見をいただきましたけど、いかがですか、このままいきますか。

服部委員。

- **〇部会員(服部孝規君)** 1だけでいく場合と、1、2、3もひっくるめてやる場合とで、以降の検 討項目というのか課題でどんな違いが出てくるのか、事務局のほうで分かれば教えてください。
- 〇部会長(森 美和子君) 暫時休憩します。

午後1時24分 休 憩 午後1時25分 再 開

- **〇部会長(森 美和子君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。 課長。
- ○議事調査課長(渡邉靖文君) まず、条例改正の内容のちょっと記述が変わってくるのがまず一つ あると思います。それと、例えば3番の場合ですと、欠席事由ということで欠席届を出しておるわけ ですよね。出して、これでまたオンラインに参加するというふうな、ちょっとそこの整合は図る必要 があるのかなというのがあると思いますし、あと例えば1人が欠席してオンラインで参加した場合に、 あとの残りの委員会室へ来ている委員さんらが同じようにオンラインとして参加するのか、こちらに 残っておる人は全員が会議スタイルでやるのか、それによってシステム上ちょっとやり方がまず変わってくるんかなという点もあろうかと思います。それぐらいですかね、まず。
- **〇部会長**(森 美和子君) 服部委員。
- 〇部会員(服部孝規君) 分かりました。

そうやで、1というのは、そもそも集まることが無理という場合に全員がオンラインで参加するということやと思うのな。2、3の場合は、1人か複数か分からんけれども、特定の人だけがオンライン参加ということになってくるわけやな。ここのところがやっぱりいろんなことを決めていく上で分けて考える必要が出てくるんやないかな。ただ、どこで線を引くかといったら、1と2と3はひっくるめて考えてここで一つの線があるのかな。だから、今聞いた限り、あまりいろいろなものを一気に入れてスタートさせずに、シンプルにまず1なら1だけをやるというようなことでしたほうが、2、3も含めていろんなことを決めていくと複雑になってしまわへんかなと。だから、取りあえず早く進めるんであれば、1を想定して、そこだけに絞った仕組みというようなものを考えていくほうがスムーズに物事が進むのかなというふうに思いますけど。

○部会長(森 美和子君) ありがとうございます。

ただ、ちょっとさっき伊藤委員がおっしゃった陽性反応が出た場合、家で待機をせなあかんときの 全員じゃなくて1人とかという場合の取扱いというのも一つ関わってくるのかなと思うんですけど、 そうなれば1人、2人とかというような運用の仕方になってくるんじゃないかなと思うんですけど、 そこら辺はどうやろう。

渡邉課長。

○議事調査課長(渡邉靖文君) ただ、その場合ですと、当然病気ということで欠席になると思うんです、本来。今は、2番の風水害等で来れやん場合も、これはもうやむを得ない事情で当然欠席事由になると思うんですけど、例えば自分のところが被災したとか、土砂崩れで来られないとかいろいろあると思うんですけど、これも欠席事由に該当すると思うので、やはり2番、3番は欠席なのにあえて出席したいという部分やと思うんです。1番は、寄らないために全員がオンラインで参加するという、ちょっとそこがかなり違うので、そこをどうするかという。

〇部会長(森 美和子君) 全体の蔓延防止をどうクリアしていくのかということやよね。だから、 全員が対象という形で1という考え方ですね。

服部委員。

○部会員(服部孝規君) 例えば極端な話、骨折で入院しておって今はぴんぴんしておると、私は委員会へ出たいと。それをリモートで認めるかという。いわゆるコロナも骨折も病気という意味では同じ範疇で欠席扱いになる。だけど、ぴんぴんしているので、出ようと思ったら出られるという場合も想定されてくるんやね。だから、やっぱり今課長が言われたように、本来、別にコロナがなかったら普通に出席できるんやと。けれども、コロナがあるがために集まったらあかんと言われておるで出られやんという場合に限定をしたほうがいいんかなと。だから、もう病気は病気として欠席で扱ってもらうようにして、だから欠席にもならんわけやんね、元気なわけやで。元気やのに出られやんというのは欠席にはならんもんで、だからそれは何らかオンラインでやるような救済策は要るかなと思います。だから、1に絞ったらどうかなと、取りあえず。おいおいまた広げていくことは可能やろうけどというふうに思いますけど。

〇部会長(森 美和子君) かなりいろんな事例が出て、拡大するのは物すごく拡大していくと思いますので、今ちょっと服部委員から1番に絞ったらどうやというご意見をいただきましたけど、その点についていかがでしょうか。

森委員。

〇部会員(森 英之君) 委員会条例の改正のタイミングもあるので、私はこの際広げたほうがいいのかなとちらっと思ったんですけれども、やっぱり今考えているうちに、服部委員おっしゃったとおり、あまりにも広くやろうとすると、なかなか想定外のことも起きてくるというか、決めなくちゃいけないということもあるので、やはりまずは1番の全員がオンラインでやる環境でしなくちゃいけない状況になったときを想定して、まずは、そこから今後、欠席事由の扱いはどうするかとか、その辺をちょっと後々に検討していけばいいんじゃないかというふうに思います。

〇部会長(森 美和子君) ほかに。

中島委員。

〇部会員(中島雅代君) これは、そもそもオンライン会議の実施というもののきっかけとして、コロナの感染の防止というところがあると思うんですけど、結局、これはコロナが脅威でなくなってきたときもオンライン会議を進めていくのか、そういう感染症はもう脅威でないので、もうオンライン会議はもう進めていかないのかというところだと思うんですけど、これから進めていくのであれば、コロナウイルスに限定する必要はないのかなと思うところがあります。

〇部会長(森 美和子君) ありがとうございます。 岡本委員。

○部会員(岡本公秀君) 先ほども意見が出ましたけれども、オンライン会議をいろんなところに適用すると、欠席という概念がなくなっちゃうわね。極端なことを言って、北海道で親の介護をしながらオンラインに出ると言ったら、当事者が頭をやられて物を言えやんような状況になって初めて欠席であって、少々の病気であろうが何であろうが物さえ言えや、オンラインで出たら結局もう欠席するという概念自体がなくなってしまうと、変な欠席理由とかいうこともなくなるし、昨日赤ちゃんを産んだ議員さんでも、赤ちゃんを産んで24時間たったら物ぐらい言えるやろうとなったら、病院の病室からオンラインで出たら、産休って一体何の話となるわな。だから、これを拡大したら、何かもう欠席ということはなくなって、欠席という概念がなくなるんやないかと思って、なかなか扱いに困るなとは思っています。

だけど、今現在コロナでこういう目に遭うておるわけですが、だけど亀山市議会に関しては密度もそれほど高くないで、1名から2名ちょっと出てくるのが嫌な人は、そういう人だけオンラインで行って、あと4名、5名はここでもいいわけですわねと私は思うで、今の状況に限定して話をしたほうがいいんかなと思います。

〇部会長(森 美和子君) 今ちょっと議論させていただいているのは、全員対象で、蔓延を防止するために全員がもう家にいて委員会を開催するかどうか、1人とか2人とかというところではなくて。そこをまずは整理をしてやっていく。多分、中島委員がおっしゃったように、コロナが終息した後にこのオンライン会議というのはどうなるのかということの議論も、またその拡大という形も、またこの2番の地震や風水害とかというのも必要になってこようかと思いますので、その辺の議論はまたその後にやったらどうかということも含めてどうでしょうか。

伊藤委員。

〇部会員(伊藤彦太郎君) 私も広げておいていいやないかと言いましたけれども、要は早く導入したほうがいいよというスタンスですもんで、どっちにしても1番に限定してやってみた場合、ほかのことにも応用は利きますんで、まずやるだけやるという意味で、部分的でもやるという方向でやって

もらったらいいんじゃないかと思います。別に欠席事由云々の話は、これは当然欠席は認めないという意味じゃないので、これは各委員さん、議員さんの判断に任されるところやし、そもそも自治法という、僕は何で言うたかといったら、これを言い出したら、はっきり言って議員の住所要件がなくなりますよね。そうやで、そういうふうなことも含めまして、あまりオンライン、オンラインというのは、そもそも地方自治の上でどういうことという部分があるんで、そこまでの含めての議論になってきてしまうんで、原則やっぱりみんなで顔を突き合わせてというのが自治法の趣旨やと思っていますんで、その辺の状況に応じた柔軟性が必要やと思っておりますんで、服部委員が言われるように、1番に限定するんやったらそれでいいと僕は思います。

- **〇部会長(森 美和子君)** 副部会長、いかがでしょうか。
- **○副部会長(鈴木達夫君)** 冒頭言ったように、議会という特殊な原則公開、あるいは積極的な傍聴をやっていこうという中では様々な制約があるんじゃないかなと思うということを言ったことと、もう一つは、今服部委員がおっしゃったように、本当に感染症の蔓延防止措置の観点からのオンラインと。その他のオンラインは、当初の議会の情報化というくくりの中で、新しい時代に合った、例えばスマートフォンの利用とかノートパソコン、あるいはスマート自治体への積極的な参画とか、DXとか、それは区分は難しいけれども、議会の情報化についてという検討課題36の中に位置づけをしながらやると。ここはもうここで、感染症の蔓延防止のためのオンラインだという位置づけで取りあえずいい。それから、伊藤委員が言うように、そういうことを一つのきっかけに、オンライン等、新しい時代に適応できるような議会になればいいなと、そんな思いがします。
- ○部会長(森 美和子君) ありがとうございます。

そうしましたら、このオンライン会議を開催するケースについて、取りあえず今回は1番の新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点による場合ということを入れさせていただいた中での条例改正という形でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

〇部会長(森 美和子君) それでは、次に進めさせていただきます。

オンライン会議の対象について、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

これは、ここのぼっちで書いてある非公開会議、今非公開会議といいますのは会派代表者会議、それから予算決算委員会の理事会、それと危機管理対策本部、これが今非公開会議となっております。この秘密会というのは、委員会の中でちょっと委員さんだけで一回議論しようやというようなことで秘密会という形で今取らせていただいております。こういったものをどうしていくのかということが1つ決定していかなければならないですけど、これはどうさせてもらいましょうか。

渡邉課長。

- ○議事調査課長(渡邉靖文君) この非公開会議、秘密会、当然両方とも非公開ということですので、結局はオンライン会議のセキュリティーの問題があるのでなかなか難しい。セキュリティーが100%担保できないということで、場合によっては悪意を持った第三者がアクセスしてくるような可能性もあるということで、非公開会議の扱いをどうするのかという、そこが1つございます。
- **〇部会長(森 美和子君)** ご意見ありましたらどうぞ。 森委員。
- 〇部会員(森 英之君) セキュリティーの問題もありましたが、各議員が参加する環境が、例えば

家族であったりとか第三者の方がもうそばで聞けるような状況、これはもう秘密会議にならないわけであって、これはやっぱりオンラインで行うべきではないということになりますので、非公開会議、秘密会というのはオンライン会議にそぐわないというふうに思いますので、ここは除外してもいいんじゃないかというふうに思います。

〇部会長(森 美和子君) ほかに

伊藤委員。

○部会員(伊藤彦太郎君) 私も、非公開会議とか秘密会なんかは、はっきり言って特殊な会議なので、こんなところまでオンラインというふうな必要はないとは思いますね。もちろん今後の検討課題ぐらいの位置づけにしておいたらいいとは思いますけれども、実際秘密が保たれるんかどうかという以前にも、そこまで特殊なやつやったら何ぼでもやり方があるやろうというね、電話でつなぐていだってあるんですから。その分、事務局の方が大変になるかも分かりませんけど、でも実際、現実問題としてこの非公開会議、秘密会をオンラインでする感じにはならんと思いますんで、これはもう除外でいいと思います、まずはね。今後の検討とか、そういうふうにしておいたほうがいいと思います。

〇部会長(森 美和子君) 岡本委員。

○部会員(岡本公秀君) 僕も、それで秘密会とかは非公開がいいと思うんですけれども、それ以外の会議でも、例えば1人か2人欠席しても、それはそれでもうやってしまうと、集まった者だけでやってしまうことができる会議と、いや、全員そろわんことには、がん首そろえやんことにはこの話はもうできないとか、どうなんですかね。1人や2人おらんでも、もうやってしまおうやないかというんやったら、何もオンラインでやらんでも、やれる人間だけ集まったら済むような面もあるでしょう。そういうのはやはりどうなんでしょうか。

(発言する者あり)

〇部会長(森 美和子君) 今回のオンライン会議を開催するケースについて、さっき議論していただきましたけど、ウイルスの蔓延で全員が出席できないということが想定された場合に開催するということですので、1人とか2人とかというようなことは想定には入っておりませんので。

ご意見あれば。

さっきの除外という話が出たんですけど、危機管理対策本部なんかは、特にコロナの問題では、必ずそういうものを開いて対策というか協議をしておりましたので、それがないというのであれば、これを公開にしていけば、またそういう議論も必要なのかなと思うんやけど、これを除外してしまうと会議ができないのかなと思うので。

鈴木副部会長。

- **○副部会長(鈴木達夫君)** 非公開会議、秘密会をどうするかということは、皆さんと同じで私は必要ないと、オンライン会議はね。それから、その次のに進んじゃいますけれども、採決を採る会議ね、いいですか、これに行って。
- 〇部会長(森 美和子君) ちょっと待って。

この非公開会議の秘密会をどうするかということでご意見を聞かせていただいておりますけど。 服部委員。

〇部会員(服部孝規君) これは、改めて、会派代表者会議は人事の問題が入るんで秘密会という必要性があるんやけれども、予算決算委員会理事会とか危機管理対策本部は公開にしてもそんなに問題

がない会議かなと思うんです。だから、部会長が言われるように、危機管理対策本部が開けやんだら、 本当に何のためのオンラインなんやということが問われるでね。だから、やっぱり危機管理対策本部 は開けなきゃあかんのやで、そうするとこれを非公開から公開に変えるというのが一番いいんやない かなと思う。そして対象にすると。これはやっぱりオンラインで開くというふうにしておかんと、整 合性が取れへんわね。対策本部が開かれてへんのに全員がオンラインで参加って、それはなあという ことです。

- **〇部会長(森 美和子君)** じゃあ、原則秘密会は入れないということでよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
- 〇部会長(森 美和子君) それでは、お待たせいたしました。 採決を採る会議の取扱いをどうするのかということで。 鈴木副部会長。
- **○副部会長(鈴木達夫君)** 実は、この前も子どもの権利の関係でオンラインで講習を受けた。それから、その前に何かコロナの関係で、映像のクリアかクリアでないかの問題もあろうかと思うけれども、今まで経験させてもらった中では、採決までも採るにはちょっとオンラインはなじまない気がしてならない、私は。以上です。
- **〇部会長(森 美和子君)** ほかに。 服部委員。
- **〇部会員(服部孝規君)** 先行しておる大津市ではどういうふうにしておるんだろう、その点については。
- 〇部会長(森 美和子君) 渡邉課長。
- ○議事調査課長(渡邉靖文君) うちが把握しているのは、一応オンラインに関しては、取手市がかなり先行しておるんですけれども、そこに確認をしましたところ、そちらは採決はオンラインではしないと。ですので、委員間の自由討議まで、それから討論、そこまではオンラインでやって、採決だけは後日、みんなが集まれるときに採決をすると。ですので、採決以外は、密にならないようにオンラインでやってしまう。ただし、採決だけは、短な時間ですので、寄って採決をするというやり方をしています。中には、採決まで、条例改正でできるようにしているところもあります。やはり、冒頭の定足数の確認と本人確認、それから採決の部分、いかに採決をうまくみんなが確認できるのか、そこがやっぱり一番のポイントですので、そういう市がございます。ある条文を読みますと、オンラインで採決の結果が確認し難いときは、映像で確認をするというふうな、そこまで条例に盛り込んでおる市議会もあるという状況もあります。
- 〇部会長(森 美和子君) 村主さん。
- ○議会事務局員(村主健太郎君) 1点追加ですみません。

今の表決の部分は、委員会条例には入っていなくて会議規則の規定でございまして、仮に表決の部分をちょっと何がしかのケアをということで、オンラインの中で採決もやると。その採決がその場で認定できないときは、委員長が、課長もおっしゃったように、画像で確認するとか、そういうような規定になると、ちょっと会議規則の及ぶ範囲になるかとは思います。以上です。

- 〇部会長(森 美和子君) 服部委員。
- **〇部会員(服部孝規君)** その取手の例でいいんちゃうの。採決は別途集まってやると。やっぱりこ

れは微妙なあれがあるで、採決というのは。そんなところで本人じゃない人がとか、そんな疑惑が生まれて10対9とか、そんなことになってくると、本当に大ごとになってくるんで、それでいいと思うけどな。

〇部会長(森 美和子君) ほかに。

この資料の中には会議の一覧が書いてありますけど、これ全部、採決の手前で止めるとすると、定例会中の委員会も含めて全部やるという形で、秘密会と非公開会議以外はという考え方でよろしい。 今の発言やと、採決は切り離してという形になりますけど、どうですか。

森委員。

- **〇部会員(森 英之君)** その考え方でいいと思います。やるやらないはまた都度決めればいいので、 やれるという条項を入れておけばいいと思いますので、採決を採らない委員会を行うということにす ればいいと思います。
- 〇部会長(森 美和子君) ほかに。
 渡邉課長。
- ○議事調査課長(渡邉靖文君) 今回は、委員会条例を改正してオンラインでできるようにというふうに今思っておりますので、そうなりますと、該当してくるのは4つの常任委員会と議運と特別委員会が該当してきて、それ以外はそれぞれの規定なり内規と、いろんなそういうもので動いておりますので、また別途そちらも改正を、それは本会議ではなく、議長決裁で改正していくことになると思いますけれども、委員会条例以外の会議は緊急性の伴う会議じゃないというケースが多いので、延期をすれば解消されるんかなということは言えると思います。ただ、広聴広報なんかは委員会条例ではないですけど、これはもうスケジュールが決まっていますので、場合によってはオンラインなんかでやっていかないと、発行日等が決まっていますので、そういうのはあるか分かりませんが、それ以外は議長、もしくは委員長の判断で延期するという対応も十分できるとは思います。
- **〇部会長(森 美和子君)** 今の決定事項でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

〇部会長(森 美和子君) じゃあそうさせていただきます。

2番のオンライン会議の対象については、非公開会議、秘密会は入れない。それから、採決を得る会議の扱いは、基本的に委員会と言われる5つ、今のところ。

渡邊課長。

- 〇議事調査課長(渡邉靖文君) 6つですね。
- **〇部会長(森 美和子君)** 広報広聴まで入れたら6つ。 渡邉課長。
- 〇議事調査課長(渡邉靖文君) 基本常任委員会と特別委員会と議会運営委員会、常任委員会は4つありますので。
- **〇部会長(森 美和子君)** 予算決算か、そうやね。

じゃあそういう形で、広聴広報なんかはオンラインで必要になればと。これは条例じゃないからいいということやね。広報広聴は条例じゃないから。

渡邉課長。

〇議事調査課長(渡邉靖文君) 広聴広報は規定ですので、そちらをまたオンライン用に一部いらっ

ていかんならん部分はあると思います。

ただ1つ、後で出てきますけど、傍聴対応を考えたときに、今常任委員会は議案質疑までインターネット配信をしておりますけれども、それ以外は映像配信、本会議以外していないですよね。これをもしオンラインでして傍聴対応を考えると、その映像を流す必要があるということになってこようかと思います。ですので、ネット配信していない会議部分の映像を全て公開をしていくのかという、そこがちょっと問題が出てきます。ですので、常任委員会であっても、今一般質問は流していないですよね。でも、傍聴対応を考えると、その部分も何らかの方法で視聴できるような方法を考えていく必要があるのかなと。

- **〇部会長(森 美和子君)** これは、その条例を改正したらそれが発生してくるということやね。 渡邉課長。
- **○議事調査課長(渡邉靖文君)** いやいや、オンライン会議を導入しようとしたときに、どの会議であっても原則公開ですので、傍聴を考えると、何らかの映像を外に出していく必要があるという問題は出てきます。
- **〇部会長(森 美和子君)** これは、でも後でまた議論せなあかんことやね。 渡邉課長。
- ○議事調査課長(渡邉靖文君) そうです。傍聴というところが出てきますので。
- ○部会長(森 美和子君) そういう課題を含めているということも。

1時間ちょっとたちますので、2時まで休憩します。

午後1時53分 休 憩 午後2時00分 再 開

〇部会長(森 美和子君) それでは、休憩前に引き続き部会を開催します。

次に、委員会条例に関連する内容について、ご協議願いたいと思います。

1点目の15条の招集に関しては、これは条例の中で委員会は委員長が招集するとなっているんですけど、他市ではどんなふうになっているのか、その点について分かれば、いいですか。 村主さん。

○議会事務局員(村主健太郎君) こちらのほう、委員会の招集権者である委員長によって、具体的な委員会条例の改正方法というのは、招集の次の条項のところにオンライン会議システムを活用した委員会、あるいは会議の特例という規定を入れまして、おおむね委員長はという主語の後に、感染症の蔓延、災害とかいろんな事由を入れて、オンラインの必要があるときは委員会を開会することができるというふうに規定しているのが一般に多いですので、もうほとんどそうですので、委員長で差し支えないのかなというところでございます。以上です。

〇部会長(森 美和子君) そうしましたら、条例の15条は招集権者は委員長という形でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

〇部会長(森 美和子君) 16条は定足数ですので、これは全員になりますので、これはちょっと 割愛させていただいて、ちょっと飛びまして、傍聴の取扱いの議論を願いたいと思います。

この委員会条例の中では、原則これを公開するという形で定めてありますので、これをどういうふうに市民の方に公開をしていくかについて、ご意見があればいただきたいと思います。

服部委員。

○部会員(服部孝規君) 今の現状の委員会は、資料説明と、それから一般質問が要するにネット配信がされていないということなんですけれども、もちろんこの会場に来て傍聴する人はもう最後までおられるわけやから、そこのギャップの問題やと思うんですね。基本的に、ネットで配信はしていないけれども、その理由として、非公開の扱いにしたいからではないんやね。要するに、そこまでせんでもいいやろうと、ネットで配信するのを。ということであって、非公開扱いではないんで、もしこれが整合性を取るために必要なら、もうここまで含めてライブ配信をしたらどうか。審査以外の全ての映像もライブ配信していくとすれば整合が取れると。それしか整合の取りようがないんちゃうかなと。ここに来て傍聴してもらうのと同じ内容のことが、当然市民としては傍聴の権利があるわけやでということになってくると、もうそれしか整合の取りようが私はないように思いますが。

〇部会長(森 美和子君) ほかに。

伊藤委員。

○部会員(伊藤彦太郎君) 私もそれでええと思います。何回も言うように、オンライン自体が特殊な部分ではあるので、少なくともオンライン会議にしたものに関してはもう全部流すと。委員会自体は、一般質問とか流していませんけど、それも流すようにはしていくようなことが必要やし、あと協議会というのもありますけれども、そこを全部流すかどうかというのはまたあれですけど、とにかくまずはオンラインに関しては全部流すというふうにしてしまっていいんじゃないかなと思います。

〇部会長(森 美和子君) ほかどうですか。 岡本委員。

- **〇部会員(岡本公秀君)** ちょっと僕も知識がないもんで分からんのですけど、この傍聴は、物理的 にいうとどこでやるわけ、傍聴をやる場所。オンライン会議でどこで傍聴するの。
- 〇部会長(森 美和子君) 渡邉課長。
- ○議事調査課長(渡邉靖文君) これもある市議会では、ユーチューブを活用して、自宅でインターネットから見ていただくということになります。あらかじめ議会事務局のほうに傍聴を申し込むと、ユーチューブを見られるパスワードか何かをもらって、それで当日会議のときにインターネットで。ユーチューブで画面がありますね、例えば6人やったら6分割の画面とか、あの状態で同じものがインターネットで見られるということになろうかと思います。
- 〇部会長(森 美和子君) 岡本委員。
- **〇部会員(岡本公秀君)** すると、役所が傍聴人専用のこういった会議室を設置して、傍聴の人はここでモニターの画面を見てくださいとか、そういうことはやらんわけ。
- 〇部会長(森 美和子君) 渡邉課長。
- ○議事調査課長(渡邉靖文君) やはり蔓延の危険があるということで、議員が家から参加で、傍聴者は出てこいということはちょっとなかなか言えないと思いますので、やはり傍聴者も安全面から家で見ていただくということになろうかと思います、それは。ただ、その見方がユーチューブを活用するのか、またほかの手段を活用するのか、それはまた考えなあかんと思いますけど。
- 〇部会長(森 美和子君) 岡本委員。
- **〇部会員(岡本公秀君)** それでは、ちょっと僕も分からんのですけど、僕は委員として家でここにおりますわね。ここの横に誰か知り合いが座って、お前ここで見ておれよ、画面に映らへんでと言う

て、僕があれこれやり取りをしておるのをすぐ横におっても画面に映らんだら分からへんわね、横に 誰がおるって。それも傍聴の一種やないんですかね。それは盗み見になるのかどうか分からんけれど も。

- 〇部会長(森 美和子君) 渡邉課長。
- ○議事調査課長(渡邉靖文君) それは、正式な傍聴とは言えないとは思いますけど、映像を流していくということは、もう不特定多数が見られることになりますので、ただ取手市さんなんかはユーチューブで事前予約みたいな形を取っていますけど、通常の今の常任委員会のインターネット配信は自由に家で見られますよね。ああいった形で配信をしてしまえば、不特定多数、誰が見ておるか分からないということになろうかと思います。
- 〇部会長(森 美和子君) ほかに。

今、ご意見がありましたように、原則全て公開していくという形でよろしいですか。 伊藤委員。

- **〇部会員(伊藤彦太郎君)** 岡本委員の話を聞いていてちょっと思ったんですけれども、むしろネットの環境とか使えやんような方が傍聴というか、あくまで傍聴やなくて公開なので、これは。そういった人らに対してどういうふうに公開を保障するのかなという部分で、後でもいいんで、やっぱり事務局とかでそういうふうなのを見られるような仕組みはつくっておいたほうがいいんやなと思いますんで、実際に具体的にどうするかは別にしても、ちょっとそれは一考の価値はあるやろうな、必要性はあるやろうなと思います。そのことだけ申し上げておきます。
- 〇部会長(森 美和子君) 渡邉課長。
- ○議事調査課長(渡邉靖文君) その点は、例えば今本会議の議場の傍聴者が多過ぎてもう入り切れない場合であるとか、委員会もそうですけど、傍聴の人数は決まっていますので、そこを超えた場合は別室でモニターを見てもらう、インターネットを見てもらうという形で準備しますので、同じような形でここで見ていただくことはできると思います。
- **〇部会長(森 美和子君)** 来るということや。 渡邉課長。
- **〇議事調査課長(渡邉靖文君)** 家にネット環境がない場合で、ほかに見る方法というと、もうここへ来ていただいて、見ていただくしかちょっと方法はないのかなと。
- 〇部会長(森 美和子君) そういうことやね。
 そうしたら、傍聴に関しては全て公開するということでよろしいでしょうか。
 (「はい」の声あり)
- **〇部会長(森 美和子君)** じゃあ決定させていただきます。 渡邉課長。
- **○議事調査課長(渡邉靖文君)** 傍聴で、今議案質疑までですけど、資料説明、一般質問、ここはちょっとまた執行部と調整が必要になってこようかと思います。放映範囲を拡大する場合は、常にちょっと執行部と協議をしていますので、これはまたさせていただきます。

公開の方法なんですけれども、今資料でユーチューブを書いてございますけど、ユーチューブです と無料ですので非常に安価でできるわけですけれども、うちが今本会議や常任委員会のインターネッ ト配信はユーチューブは使っておりません。これは、導入するときに、ユーチューブは広告が掲載さ れますし、場合によっては有害なものが出たり、悪意を持った第三者が改ざんしたりとかいろいろ悪いこともできますので、それを防ぐために、今神戸綜合速記のサーバーを介して配信をしております。オンラインの傍聴用として流す方法として、今の神戸綜合速記のシステムを改修して流す方法はございます。ただ、そのシステム改修に、初期投資として見積りを聞きました、約200万円ぐらいかかると。ただ、配信に関しては特に経費は、ランニングコストはかからないと。別に編集するわけではございませんので、ランニングコストはもうほとんどかからないというふうなことを聞いておりますので、じゃあ映像をどの方法でやっていくのかというのもちょっと協議いただきたいなと思います。いかがですか。

ユーチューブしかないんですか、もう今。うちはユーチューブは使っていないですけど、神戸綜合 速記以外はユーチューブしかないんですかね。その2択という話やね。

渡邉課長。

○議事調査課長(渡邉靖文君) か、もうちょっと研究するかやと思うんですけど。

(発言する者あり)

- **○議事調査課長(渡邉靖文君)** 当市のシステム改修費は、コロナの地方創生臨時交付金の対象にはなると財務のほうからはちょっと聞いてはおります、もし必要であれば。
- 〇部会長(森 美和子君) 森委員。
- ○部会員(森 英之君) 今、交付金が活用できるということで、それもありだと思うんですけど、一つ例えばオンラインの会議でよく使われる、あれはマイクロソフトでしたか、Zoomとか、あれはアクセスするためにURLだったりパスワードが必要なんですよね。それを事前に、傍聴者が見たい場合には事務局に尋ねて、そこの情報を得た者でしか見られないというか、こともできるとは思うので。そのZoomでいわゆるパソコンの状態でずっと会議をしますやん。あの状態をコンバートするというか、録画をできればというか、技術的にできると思うので、それをネット上に、また後で配信は可能かなと思ったり、技術的にはするんですけれども、ちょっと検討というかすれば可能なんじゃないのかなというふうに私は思うんですけど。
- **〇部会長(森 美和子君)** その**Z** o o mで撮ったやつをネット上に配信するという、その配信の方法が神戸綜合速記なのか、ユーチューブなのかということ。

渡邉課長。

- **○議事調査課長(渡邉靖文君)** 今ちょっとうちは**Zoom**ではなくて、市がやっているウェブエックスという同じようなオンライン用の会議ソフトがあるんですけど、それを考えようかなと思っているんですけれども、一度研究してみます。
- 〇部会長(森 美和子君) 服部委員。
- **〇部会員(服部孝規君)** ちょっとその辺専門的やないもんで、ここでやるよりも正・副と事務局で 詰めてもらったほうがいいと思う。多分ここで議論しておってもいいものは出てこうへんで。
- **〇部会長(森 美和子君)** 一度ちょっと検討させていただきます。これは条例に関係ないもんね、要る、条例改正。

(「要らないんじゃない」の声あり)

〇部会長(森 美和子君) 要らないもんね。

岡本委員。

○部会員(岡本公秀君) ユーチューブではちょっと危険性があるという話やけど、先ほど中島委員の言った、要はコロナが収まってしまったらまるっきり無用の長物になるんじゃないかということも十分あるのやで、簡単に200万円を使って、幾ら国から出てくる金でも、やったはいいが、コロナ騒ぎってどこへ行った、あの話はというようなことで、まるっきり無駄なことになるということも十分あり得るとは僕は思うんですよね。特に、東京に住んでおったらともかく、亀山におったら今でもこんな調子なんやで。それを思うと、あまり軽々しく、はい、200万、国から来た金がありますんでやりましょうとあまり簡単に決めやんほうがいいとは思っています。

〇部会長(森 美和子君) 森委員。

〇部会員(森 英之君) 確かに簡単にはお金をかけてはいけないんですが、ただ今のこの新型コロナウイルスの感染の猛威を考えたときに、オンラインをできる環境をつくっておくというのは、私もこの時代の潮流というか、もう逃れられないと思うんですよね。ですので、200万円というのがあるかないかということにはなるかもしれませんが、そういった時代に備えておくという考え方では私は決して無駄ではないというふうに思います。

〇部会長(森 美和子君) 服部委員。

〇部会員(服部孝規君) 結局、このコロナというのは、大都市であっても田舎の地方都市であっても、誰がいつかかるか分からんという恐ろしさがあるんやね。だから、亀山みたいなところやからかからへんやろうということにはならん病気やもんで、万が一そうなったときに議会がストップしてしまうようなことをやっぱり防がんならんという意味では、やっぱり僕は必要な装備やと思う。都市だけそういうことをきちんとしておったらいいという性格の感染症やないと思うんやね。だから、それはもう要ると思います。

〇部会長(森 美和子君) いろいろご意見をいただいてありがとうございます。

一度ちょっと整理をさせていただいて、皆様にまたご協議を願いたいと思います。

議会中の大変お忙しい中に今回ちょっと集まっていただいてありがとうございます。できれば、この3月議会で委員会条例の改正にまで持ち込んで、あと細かい運用はまた皆さんでご協議をいただきたいなと思っておりますので、今日はこの辺でとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

〇部会長(森 美和子君) ありがとうございます。

それでは、その他の項ですが、本日の案件は以上です。そのほか何かありませんか。

(「なし」の声あり)

〇部会長(森 美和子君) なければ、以上で議会改革推進会議検討部会を閉じさせていただきます。 ありがとうございました。

午後2時16分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 3 年 3 月 2 日

議会改革推進会議検討部会長 森 美和子